

第6章 第5期市川市障害福祉計画・第1期市川市障害児福祉計画

第5期市川市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障害福祉サービス等の確保に関する計画となります。また、市川市障害者計画の施策のうち、第3節「生活支援の充実」及び第4節「相談権利擁護の確立」に関する実施計画として位置づけられます。また、第1期市川市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、障害児通所支援等の確保に関する計画となります。

1. 障害福祉計画・障害児福祉計画の方向性

障害者基本法における基本的理念、並びに市川市障害者計画における基本理念である「このまちで共に生きる」を踏まえ、この計画においては次の3つを基本的な方向性として掲げ、その推進を図ります。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

「障害のある人もない人も共に普通に暮らせる地域をつくる」という考え方のもとに、障害の種別や程度を問わず、障害者等が自分の住みたい場所に住み、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加が実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援（判断の根拠となる情報や社会経験に根差した考え方の提供、意思決定の表明への支援）に配慮します。

(2) 市を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害にかかわる制度の一元化への対応として、障害者等がその種別にかかわらず、必要な障害福祉サービスを利用することができるよう、サービスの提供基盤の充実を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立と社会参加を支援する観点から、入院や入所からの地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向け、次のような取組等を計画的に推進します。

- ① 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり
- ② 地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に係る取組
- ③ 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下、医療的ケア児とする。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児通所支援等の専門的な支援の確保の観点から、保健、医療、教育等の関係機関とも連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を身近な場所で提供する体制の構築を図っていきます。

これらの方向性を踏まえ、国の「基本指針」に即して今期の計画期間（平成30～32年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めます。

2. 成果目標

○入所施設入所者の地域生活移行を進めます。

平成 28 年度末時点における施設入所者の 9%以上が平成 32 年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成 32 年度末時点における福祉施設入所者を、平成 28 年度末時点から 2%以上削減することとします。

具体的には、下表において、210 人の入所者のうち 19 人の地域移行を目指しますが、19 人が退所されたあとに、新たに入所する方がいるため、結果的に入所者の数が 5 名減になります。

項目	数 値	備 考
平成 28 年度末時点の 施設入所者数 (A)	210 人	
【目標値】 目標年度入所者数 (B)	205 人	平成 32 年度末時点の入所者数を、平成 28 年度末時点から 2%以上削減する
【目標値】 削減見込 (A-B)	5 人 (2%)	
【目標値】 地域生活移行者数	19 人 (9%)	平成 28 年度末時点の施設入所者の 9%以上が地域生活へ移行することを目指す

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、千葉県においては、圏域ごとに地域移行支援協議会が設置されており、これをもって、市町村における保健、医療、福祉関係者の協議の場とします。なお、本市においては、地域移行支援協議会が自立支援協議会の関連会議のひとつとして位置づけられており、協議の内容を障害福祉計画へ反映することが可能となる体制がとられています。

項目	数 値	備 考
【目標値】 市町村における保健、医療、福祉 関係者による協議の場の設置	設置	平成 32 年度末時点において

また、国の「基本指針」においては、精神病床における 1 年以上長期入院患者数及び早期退院率について市町村における成果目標は定められていませんが、都道府県における成果目標を踏まえて、活動指標を設定することとされているため、千葉県における成果目標をここに掲げます。また、市独自の指標として「精神科病院への長期在院者数」を設定します。

千葉県における成果目標

項目	数 値	備 考
平成 27 年 3 月末時点における 65 歳以上の長期（1 年以上）入院患者数	3,282 人	
【目標値】 平成 32 年度末時点における 65 歳以上の長期（1 年以上）入院患者数	3,058 人	
平成 27 年 3 月末時点における 65 歳未満の長期（1 年以上）入院患者数	3,046 人	
【目標値】 平成 32 年度末時点における 65 歳未満の長期（1 年以上）入院患者数	2,452 人	
【目標値】 入院後 3 ヶ月経過時点の退院率	72%	平成 32 年度における数値を 69%以上にする
【目標値】 入院後 6 ヶ月経過時点の退院率	88%	平成 32 年度における数値を 84%以上にする
【目標値】 入院後 1 年経過時点の退院率	93%	平成 32 年度における数値を 90%以上にする

本市における独自の成果目標

項目	数 値	備 考
精神科病院長期在院者数	239 人	本市の生活保護受給者及び精神障害者入院医療費助成制度対象者のうち、精神科病院に継続して 1 年以上入院している人数(平成 28 年 6 月時点)
【目標値】 精神科病院長期在院者数	215 人	平成 32 年 6 月時点

なお、国の「基本指針」に基づき、千葉県が算出した「平成 32 年度末の長期入院者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）」は、1,104 人となっています。

本市における「平成 32 年度末の長期入院者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）」については、上記の千葉県における基盤整備量を市町村ごとの人口にて按分した 86 人とし、障害福祉サービス等の見込量を算出するにあたっての一つの根拠としています。

○地域生活支援拠点等を整備します。

「地域生活支援拠点」とは、以下のような機能を集約し、グループホームまたは障害者支援施設に付加した拠点のことをいいます。

- ・相談（地域生活への移行、親元からの自立等）
- ・体験の機会・場の提供（一人暮らし、グループホームへの入居等）
- ・緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの対応等）
- ・専門性の確保（人材の確保・養成・連携等）
- ・地域の体制づくり（サービス拠点の整備・コーディネーターの配置等）

また、整備にあたっては、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（「面的な体制」）も認められているため、「地域生活支援拠点等」とされています。

このような地域生活支援拠点等を、平成 32 年度末までに 1 つ整備することとします。

項目	数 値	備 考
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備数	1 つ	平成 32 年度末までに

○一般就労への移行を促進します。

平成 32 年度中に一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上にするとともに、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業ごとの就労移行率に関する目標を下記のとおり設定します。

- ・平成 32 年度末における利用者数を平成 28 年度末から 2 割以上増加
- ・全体の 5 割以上の事業所が就労移行率 3 割以上を達成

また、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とします。

また、市独自の指標として「一般就労移行率」を設定します。

項目	数 値	備 考
平成 28 年度中の 年間一般就労移行者数 (A)	83 人	
【目標値】 平成 32 年度中の 年間一般就労移行者数	125 人 (A の 1.5 倍)	
平成 28 年度末までの就労移行 支援事業利用者数 (累計) (B)	885 人	
【目標値】 就労移行支援事業利用者数	1,062 人 (B の 20% 増)	平成 32 年度末において就労移行支援事業 を利用する方の数
就労移行率 30% 以上を達成した就 労移行支援事業所の割合	66.7%	平成 28 年度実績

【目標値】 就労移行率 30%以上を達成した 就労移行支援事業所の割合	50%以上	
【目標値】 就労定着支援事業による支援を開 始した時点から1年後の職場定着率	80%以上	

本市における独自の成果目標

項目	数 値	備 考
平成 28 年度中の 一般就労移行率	36.7%	市内の就労移行支援事業所の利用者及び 障害者就労支援センターアクセスの就職 活動支援登録者のうち一般就労に移行し た人の割合
【目標値】 平成 32 年度中の 年間一般就労移行率	46.5%	市内の就労移行支援事業所の利用者及び 障害者就労支援センターアクセスの就職 活動支援登録者のうち一般就労に移行し た人の割合

○障害児支援の提供体制を整備します。

重層的な地域支援体制の構築を目指すために、以下の2点を目標として設定します。

- ・平成 32 年度末までに児童発達支援センターを1カ所以上整備
- ・平成 32 年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

また、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援センター及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保します。

また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 32 年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。

項目	数 値	備 考
【目標値】 児童発達支援センターの整備数	4カ所	平成 32 年度末時点で
【目標値】 保育所等訪問支援を利用できる 体制の構築	6人/月	平成 32 年度末までに一月に保育所等訪問 支援を利用する児童の数

<p>【目標値】</p> <p>主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援センター及び 放課後等デイサービス事業所の 確保数</p>	<p>4カ所</p>	<p>平成32年度末までに重症心身障害児を受け入れる事業所の数</p>
<p>【目標値】</p> <p>保健、医療、障害福祉、保育、 教育等の関係機関等が連携を 図るための協議の場の設置</p>	<p>設置</p>	<p>平成32年度末までに</p>

3. 障害福祉計画に定める障害福祉サービス等の体系 障害児福祉計画に定める障害児通所支援等の体系

1 障害福祉サービス	
(1)訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
(2)日中活動系サービス	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所
(3)居住系サービス	自立生活援助、共同生活援助(グループホーム)、施設入所支援
2 相談支援	
(1)相談支援	計画相談支援、地域移行支援・地域定着支援
3 地域生活支援事業	
(必須事業)	
(1)理解促進研修・啓発事業	教室等開催・事業所訪問・イベント開催・広報活動等
(2)自発的活動支援事業	ピアサポート(障害者同士の支え合い)、災害対策、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援等
(3)相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業、障害者相談支援事業
(4)成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用にあたっての費用助成
(5)成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修、法人、後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築等
(6)意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業
(7)日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具等
(8)手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員の養成研修

(9)移動支援事業	ガイドヘルパー派遣等
(10)地域活動支援センター事業 (任意事業)	地域活動支援センター（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ型）での通所サービスや意識啓発事業
(11)市が自主的に取り組む事業	福祉ホーム、訪問入浴、日中一時支援、社会参加促進事業等

4 障害児通所支援等

(1)障害児相談支援	
(2)障害児通所支援	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

4. 障害福祉サービスの整備

(1) 訪問系サービス

【事業内容】

○訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障害者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものをいいます。

具体的なサービス	サービスの内容
居宅介護	居宅での入浴、排泄、食事、家事などの援助、通院の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由により、常時介護が必要な身体障害者に、長時間にわたる介護と移動介護を総合的に提供します。
同行援護	移動に著しい困難のある視覚障害者に対し、移動の支援や外出先での援護、視覚的情報の支援などを提供します。
行動援護	重度の知的・精神障害による著しい行動障害のある方に、見守りや危険回避の援護を提供します。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者等で、その介護の必要性が著しく高い方に対し、サービス等利用計画に基づき複数のサービスを包括的に提供します。

【サービス・事業の実施に関する考え方】

○居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などのいわゆる訪問系サービスについては、障害者の地域での自立した生活を支えるうえで必要不可欠なサービスであり、障害者一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保を図ることが求められます。

○また、これらのサービスは、家族とともに暮らし続けたいと願う障害者の方にとっては、家族の機能を補完する本人支援としてのサービスであり、多様な暮らし方を保障するためにも重要なサービスと考えられます。

○今後、施設入所や入院から地域生活への移行が進むにつれて、これらのサービスを必要とする方が増加すると見込まれますが、障害者が地域で安心して暮らすために必要となる訪問系サービスについては、障害種別に関わりなくサービスが提供できるよう、ヘルパー等の人材確保や育成とともに、サービス提供体制の整備を進めます。

○重度障害者等包括支援については、現在県内にサービスを提供する事業所がありませんが、サービス等利用計画に基づき必要となる個別のサービスを提供することで、その代替とすることを想定しています。

【実施の見込み（個別サービスの活動指標）】

		見込量			単位
		30年度	31年度	32年度	
訪問系サービス	居宅介護	513	531	549	実人／月
		11,215	11,352	11,490	時間／月
	重度訪問介護	18	18	18	実人／月
		4,191	4,317	4,447	時間／月
	同行援護	56	56	56	実人／月
		1,639	1,671	1,705	時間／月
	行動援護	11	11	11	実人／月
		247	257	267	時間／月
	重度障害者等包括支援	0	0	0	実人／月
		0	0	0	時間／月

【見込量を確保するための方策】

○増加が見込まれる訪問系サービスについては、見込量を確保するために、ヘルパー等の担い手の育成を事業者に働きかけます。

○介護保険制度におけるサービス提供事業者に対しては、新規の参入を働きかけていきます。

○すべての障害への対応が可能となるよう、既存の人材のレベルアップを目的に、県が開催する居宅介護従事者等養成研修事業への積極的な参加を促します。また、ヘルパー資格取得希望者に対しては情報提供を行うなど、人材確保のための環境を整えていきます。

○居宅支援連絡会などの事業者相互の連携を支援し、情報の共有や現場のニーズの集約に努めます。

○訪問系サービスにおけるヘルパーにかかる負担が問題となっている状況を踏まえ、計画

相談支援の導入を進める中で、的確なアセスメントによる支給の適正化を図るとともに、相談支援専門員との役割分担をはかります。また、訓練的な要素を含む居宅での介護については、訪問型生活訓練の利用を促進するなど、サービス間の適切な役割分担にも配慮します。

○地域住民に対する障害理解の普及促進を図り、地域の福祉力を活用した新たな介護力の創出を目指し、市川市自立支援協議会などの場を通じた取り組みを進めます。

(2) 日中活動系サービス

【事業内容】

○日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

具体的なサービス	サービスの内容
生活介護	常時介護を要する障害者に、施設等で入浴や排泄、食事等の介護をしたり、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行います。
自立訓練	障害者が自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。身体機能向上のための「機能訓練」と生活能力向上のための「生活訓練」の類型があります。
就労移行支援	就労を希望する障害者に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のための訓練を行います。雇用契約を結び、最低賃金が保障されるA型（雇成型）と雇用契約を結ばないB型（非雇成型）の類型があります。
就労定着支援	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療を要する障害者で常時介護が必要な方に、病院等で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。

短期入所	居宅での介護を行っている方が、病気等の理由で介護できないときに、障害者等が施設への短期間の入所をし、必要な介護等のサービスを受けるものです。
------	--

【サービス・事業の実施に関する考え方】

- 日中活動系サービスは、身辺自立や就労などを目指した訓練や、地域における社会参加を保障する場として不可欠なサービスです。本市では、特別支援学校を卒業した方や、入所施設や精神科病院から地域生活に移行した方、また引きこもりがちな方などが社会参加していくための場として、日中活動系サービスの整備を推進していきます。
- 生活介護や就労継続支援B型（非雇用型）については、概ね見込み通りの利用量の推移となっています。就労継続支援B型や、地域活動支援センターⅢ型を中心とする、企業などからの受注作業については、施設ごとに質・量ともに差が大きく、効率のよい受注体制の確立が必要です。
- また、就労移行支援については、障害者の就労意識の高まりとともに新規参入事業者や利用者も増えており、一般就労者の数も大きく伸びています。一方で、生活上の課題のある利用者や、就労後の定着支援の充実が求められています。
- 就労継続支援A型（雇用型）については、本市での事業所に加え、近隣市においても事業所数が増加していることから、利用者数も増えており、障害者雇用の一つのあり方として定着しています。しかしながら、近年業績の悪化に伴う事業の廃止が見受けられるなどの実態を踏まえ、市としても事業が安定的に運営されるよう、注視していく必要があります。
- 就労継続支援B型（非雇用型）については、工賃の向上をはかりつつも、生きがいや社会的役割を獲得するなど、多様な働き方の充実が求められています。
- 就労定着支援については、今後一層、一般就労への移行が増加することが見込まれるなか、就労に伴う生活面の課題に対応する必要があることから、平成30年度から新たに創設されたサービスです。
- 自立訓練（生活訓練）については、就労や日中活動系サービスの継続的な利用の前段階としての、生活習慣の確立・定着に向けた役割があります。また、長期入院から地域生

活に移行する精神障害者などに対する訪問型生活訓練による、地域定着支援としての役割も大きいものがあります。

○通所施設の利用者や家族の高齢化に伴い、施設への送迎の確保が課題になっています。

○短期入所は、障害者や家族の高齢化によるニーズの高まりの一方で、市内・近隣に資源が乏しいため、身近な場の整備が課題となっています。

【実施の見込み（個別サービスの活動指標）】

		見込量			単位
		30年度	31年度	32年度	
日中活動系サービス	生活介護	727	738	750	実人／月
		14,330	14,568	14,806	延人日／月
	自立訓練（機能訓練）	17	18	19	実人／月
		153	161	169	延人日／月
	自立訓練（生活訓練）	84	89	94	実人／月
		1,141	1,244	1,346	延人日／月
	就労移行支援	139	140	141	実人／月
		2,441	2,548	2,654	延人日／月
	就労継続支援A型（雇用型）	133	146	161	実人／月
		2,595	2,855	3,140	延人日／月
	就労継続支援B型（非雇用型）	420	436	453	実人／月
		7,459	7,829	8,199	延人日／月
	就労定着支援	103	114	125	実人／月
	療養介護	14	14	15	実人／月
		432	445	457	延人日／月
	短期入所（福祉型）	170	187	205	実人／月
		849	888	927	延人日／月
	短期入所（医療型）	1	1	1	実人／月
7		8	9	延人日／月	

【見込量を確保するための方策】

○安定した事業運営を確保するため、事業所に対し家賃補助などの運営支援を行うとともに、通所施設利用者の負担軽減を図るため、交通費の助成を行います。

○福祉的就労の場における受注業務については、障害者優先調達推進法に基づく官公需による発注の拡充をはじめ、事業者のネットワーク組織による共同受注の仕組みなどを活用しながら、質と量の充実をはかります。

○就労定着支援事業については、自立支援協議会の就労支援部会などを活用し、より一層の職場定着の促進を目指して、事業の質の担保をはかります。また、効果的なアフターケアの体制を整備するために、就労定着支援事業と、障害者就労支援センター「アクセス」や就労移行支援事業などの既存の事業との連携や協働を進めていきます。

○身近な場での短期入所の整備については、成果目標に位置づけられた「地域生活支援拠点」等の整備を含めて、その実現を目指します。なお、地域生活支援拠点については、自立支援協議会を活用しながら、面的な整備も視野に入れつつその実効性を検証しながら本市にふさわしいあり方を検討していきます。また、医療的ケアを要する方の短期入所の場の整備についても、併せて検討を進めます。

(3) 居住系サービス

【事業内容】

○居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスをいいます。平日の日中は、利用者は通勤等をしたり、日中活動系サービスを利用したりします。

具体的なサービス	サービスの内容
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、「食事、洗濯、掃除などに課題はないか」「公共料金や家賃に滞納はないか」「体調に変化はないか、通院しているか」「地域住民との関係は良好か」などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。
共同生活援助	障害者に対し、主に夜間において、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や食事提供等の支援、または入浴、排泄又は食事の介護等を行います。

施設入所支援	施設に入所する障害者に対し、主に夜間において、入浴、排泄又は食事の介護等を行います。
--------	--

【サービス・事業の実施に関する考え方】

- 自立生活援助については、入所施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するために、平成 30 年度から新たに創設されたサービスです。
- 施設入所支援については、長期的には入所者の地域生活への移行を進めていくことが求められていますが、現入所者に加え、待機者も相当数あることから、適切なケアマネジメントに基づき、真に入所を必要とする方の待機状態の解消を図ることが必要です。
- 施設入所者や入院中の精神障害者の地域移行の受け皿として、さらには保護者の高齢化による家族介護力の低下などを背景に、共同生活援助（グループホーム）への需要は高まっています。また、知的障害者ではケア付きの住まいとしての利用が多く、精神障害者では単身生活に向けた通時的な利用が多くなるなど、ニーズに応じたあり方が求められています。
- しかし、グループホーム等の資源には限りがあるため、特に知的障害者については緊急性の高い方から優先的に入居できるような仕組みが必要です。
- 一方、精神障害者のニーズは必ずしもグループホームのような居住形態を望んでいるわけではないことから、グループホームの整備促進と並行して、公営住宅や一般住宅も社会資源の一つとして活用するなど、様々なニーズに対応した居住の場の確保に努めます。

【実施の見込み(個別サービスの活動指標)】

		見込量			単位
		30 年度	31 年度	32 年度	
サービス 居住系	自立生活援助	9	12	16	実人／月
	共同生活援助	237	253	269	実人／月
	施設入所支援	208	207	205	実人／月

【見込量を確保するための方策】

- 適切なケアマネジメントにより、居住の場として真に施設入所が必要な方の待機状態の解消に努めます。
- 共同生活援助は、施設や病院からの地域移行や、家族からの自立にあたって重要なサービスであることを踏まえ、整備を推進していきます。
- グループホームの整備を促進するため、公営住宅などを活用した整備手法の検討を進めるとともに、利用者の負担軽減を図ることを目的に家賃に対する助成を実施します。
- 生活ホームを運営する事業者が、グループホームへの移行を希望する場合には、円滑な移行が可能となるよう必要な支援を行います。
- グループホーム等支援ワーカー等と連携しながら、サービスを提供する事業者の質の確保に努めていきます。
- 知的障害者について「グループホーム等入居検討会」による、緊急性の高い人から優先的に入居できる仕組みの整備を進めます。
- 重度の障害のある人も受け入れが可能となるようなグループホームのあり方について、自立支援協議会やその周辺会議などを通じて研究を進めます。
- 地域移行の課題に対応して、グループホーム等ではない一般住宅に入居する障害者に対しても、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）などを通じてスムーズな地域生活への移行を支援します。

5. 相談支援の整備

【事業内容】

○相談支援とは、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

具体的なサービス	サービスの内容
基本相談支援	障害者等の相談に応じ、必要な情報提供や助言、サービス利用の調整等を行います。
計画相談支援	障害者の利用するサービスの内容等を定めた「サービス等利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域相談支援	(地域移行支援) 入所施設や精神科病院に入所・入院している障害者に対し、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や、援助などを行います。
	(地域定着支援) 居宅で単身等で生活をする障害者に対し、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行います。

【サービス・事業の実施に関する考え方】

○この項で扱う「相談支援」とは、「指定特定相談支援」及び「指定一般相談支援」です。それぞれ「基本相談支援」を共通の基礎的な事業とし、「計画相談支援」または「地域相談支援」を行う2階建ての事業形態となります。

指定特定相談支援

計画相談支援
基本相談支援

指定一般相談支援

地域相談支援
基本相談支援

○全ての障害福祉サービス又は地域相談支援の利用者については、「サービス等利用計画」を作成することとされていますが、その担い手となるのが「指定特定相談支援」です(利用者自身や家族等がサービス等利用計画を作成する「セルフプラン」も認められています)。そのニーズに対応していくためには、現在障害福祉サービスを実施している事業者だけでなく、介護保険事業者等に対しても、積極的にこれらの相談支援事業の指定を受けるよう促すとともに、相談支援の担い手を確保する必要があります。

○本市においては、サービス等利用計画の作成にあたって、利用者自身の自己決定・自己選択を尊重する考え方から「セルフプラン」の活用も重視してきましたが、今後、指定特定相談支援の整備が進むにつれて、セルフプランの点検をはかりながら利用者のニーズを精査していく中で、適宜計画相談支援につないでいくことも考えられます。

○また「指定一般相談支援」は、入所施設や精神科病院から地域生活に移行する際の住居の確保や手続き同行等の「地域移行支援」と、地域生活移行後の連絡体制の確保や緊急時の対応等の「地域定着支援」となります。

○なお、地域生活支援事業に位置づけられた「障害者相談支援事業（市町村の一般的な相談支援）」については、相談に訪れる人の最初の窓口となることから、これらの指定相談支援事業との適切な連携や役割分担が必要となります。

○また、児童福祉法における「障害児相談支援」については、「7. 障害児通所支援等の整備（142 ページ）」にて詳述します。

【実施の見込み（個別サービスの活動指標）】

		見込量			単位
		30年度	31年度	32年度	
相談支援	計画相談支援	545	585	625	実人／月
	地域移行支援	5	5	5	実人／月
	地域定着支援	39	39	39	実人／月

【見込量を確保するための方策】

○サービス等利用計画については、ニーズの増大が見込まれるため、介護保険事業所を含むサービス事業者に対し参入を促すとともに、自立支援協議会の相談支援部会を活用して相談支援の普及啓発や質の向上をはかり、担い手の育成と確保に努めます。

○指定相談支援（特定・一般・障害児）を含む相談支援事業の申し合わせ事項として「障害児者相談支援ガイドライン」を作成し、適宜改訂を進めるとともに、ガイドラインに基づく研修を実施して相談支援の普及と質の向上をはかります。

- 自立支援協議会の相談支援部会とともに、相談支援に関するグループスーパービジョン（グループによる事例検討）を実施して、計画相談の評価や相談支援専門員の後方支援、地域の課題の集約をはかります。
- 千葉県が実施する専門的・広域的な相談支援との連携を強化し、役割と機能の分担を進めます。
- 発達障害や高次脳機能障害、難病の方、さらには手帳を取得していない方や重度障害者、路上生活障害者、触法障害者への相談支援のあり方などの研究を進めるとともに、困難ケースに対応できる専門的な相談支援体制を構築します。
- 精神科病院に長期入院している人の退院にあたっては、地域移行支援が大きな役割を果たしますが、その後方支援として、千葉県において実施されている「地域移行・定着協力病院」の指定制度や、地域移行支援協議会などを活用しながら、病院が地域移行への動機づけを高められるよう、働きかけていきます。また、長期入院している人が退院への意欲を高めるためには、既に退院して地域で生活している人との交流が効果的なことから、長期入院経験者の力を活用した取り組みを検討します。
- 地域定着支援については、自立支援協議会などの場を活用して、市の相談支援体制全体の中での位置づけを整理していきます。

6. 地域生活支援事業の整備

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業ですが、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、ガイドヘルパーの派遣など、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として必ず実施することとされています。さらに、市町村や都道府県が自主的に取り組む「任意事業」を組み合わせることによって、効果的なサービスを提供するものです。

なお、地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施が可能なことから、この計画を推進していく中で生じる新たなニーズや課題に即応した事業や実施体制を随時検討していきます。

(1) 理解促進研修・啓発事業（必須事業）

【事業内容】

- 理解促進研修・啓発事業は、市町村が実施する地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業です。

具体的な事業	事業の内容
理解促進研修・啓発事業	障害者等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を行います。

【事業の実施に関する考え方】

- 「社会的障壁」とは、物理的なバリア（段差など）にとどまらず、心理的なバリア（差別感情など）や視覚・聴覚障害者などに対する情報のバリア、制度や慣習などをも含む概念です。
- 地域社会の住民に対する理解促進や意識啓発は、時間がかかることや即時的な効果が認めにくい反面、社会的障壁を除去し、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を図るためには、大変重要な取り組みといえます。

【実施の見込み（事業の活動指標）】

	見込量			単位
	30年度	31年度	32年度	
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施の有無

【見込量を確保するための方策】

- 障害者週間等の機会を活用して、地域住民に対する理解促進・意識啓発に向けたイベントを企画・運営します。

（２）自発的活動支援事業（必須事業）

【事業内容】

- 自発的活動支援事業は、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。

具体的な事業	事業の内容
自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

【事業の実施に関する考え方】

- 本市では、障害者団体（当事者会・家族会）が20団体以上活動していますが、団体横断的な連絡組織として「市川市障害者団体連絡会」が平成24年度から活動を始めています。自立支援協議会への委員派遣や、防災対策を柱とした市民への意識啓発などを行っています。

- 市としては、この連絡会の事務局機能を担う形で活動支援を行っていましたが、現在は事務局も含め自主運営に移行しており、役員会や連絡会に参加することで、運営にあたって支援をしていきます。

【実施の見込み（事業の活動指標）】

	見込量			単位
	30年度	31年度	32年度	
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施の有無

【見込量を確保するための方策】

○年に4回の全体会議や、随時の役員会などの運営を支援します。

(3) 相談支援事業（必須事業）

【事業内容】

○相談支援事業は、障害者・児に対応した一般的な相談支援を行うものです。障害者自立支援法施行前は市域、県域、障害保健福祉圏域と3つの区域の中で、関係機関が個々の事業ごとにそれぞれ多様な支援を行ってきましたが、現在は市と県の適切な役割分担のもとで、一般的な相談支援は、市が一体的に実施しています。

○相談支援事業においては、地域の社会資源などの情報提供、住宅への入居の支援、地域の多様なサービスを一人ひとりの状況に応じて組み合わせて利用を促すコーディネート機能が重要となります。

具体的な事業	事業の内容
障害者相談支援事業	障害者等の福祉に関する様々な問題について障害者等からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止、及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害者の権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。
基幹相談支援センター	総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う機関です。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居困難な障害者を支援する事業で、入居にあたっての支援や、家主等への相談・助言などを行います。

【サービス・事業の実施に関する考え方】

○現在、市内には地域生活支援事業における「相談支援」の拠点が3か所（市役所障害者支援課、基幹相談支援センター「えくる」大洲ステーション、基幹相談支援センター「えくる」行徳ステーション）整備されています。

○この相談支援事業は、相談に訪れる人の最初の窓口に位置づけられることから、的確なニーズの把握に基づく情報提供や助言、関係機関との連絡調整が求められています。そのため、人材の確保と育成、質の担保が重要です。また、指定相談支援事業との適切な役割分担や、関係機関とのスムーズな連携がはかれるような仕組みづくりが必要です。

○権利擁護については、いわゆる「障害者虐待防止法」に基づく「市町村障害者虐待防止センター」の設置及び成年後見制度利用支援事業の高齢者部門との連携を踏まえた展開に合わせて、相談支援体制における位置づけを整理していきます。

○障害者総合支援法に定められた「基幹相談支援センター」については、平成29年度より、基幹相談支援センターえくる大洲ステーション及び行徳ステーションの2箇所を開設し、地域における相談支援の中核的な役割を果たすことが期待されます。

○「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」については、入所施設や精神科病院などからの「地域移行支援」とは別に、家族との同居から一人暮らしへの移行など、「地域から地域への移行」にあたっての入居支援などを引き続き本事業の枠組みで実施していきます。

【実施の見込み（事業の活動指標）】

	見込量			単位
	30年度	31年度	32年度	
障害者相談支援事業	3	3	3	箇所
基幹相談支援センター	2	2	2	箇所
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施	実施	実施	実施の有無
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施	実施	実施	実施の有無

【見込量を確保するための方策】

○基幹相談支援センター「えくる」の業務について、自立支援協議会内に運営協議会を設置し、評価や助言を行います。また、その評価を踏まえ、今後の事業内容及び人員配置等について検討します。

○市民やサービス事業者等に対して相談支援事業の普及啓発をはかります。

- 指定相談支援（特定・一般・障害児）を含む相談支援事業の申し合わせ事項として「障害児者相談支援ガイドライン」を作成し、適宜改訂を進めるとともに、ガイドラインに基づく研修を実施して相談支援の普及と質の向上をはかります。
- 自立支援協議会の相談支援部会とともに、相談支援に関するグループスーパービジョン（グループによる事例検討）を実施して、相談の担い手の後方支援や地域の課題の集約をはかります。
- 引きこもりの人などサービスや医療につながりにくい人については、実態把握に努めるとともに、積極的な訪問を中心とした支援を進めていきます。また、専門的な知識や技能を有する人材の育成についても取り組んでいきます。
- 定型的なサービスにつながりにくい人や就労している人などを対象とした、プログラム参加をきっかけにした相談支援へのつなぎや、ピアサポート（障害者同士の支え合い）の拠点となるような場の検討を進めます。
- 障害児に対する相談支援については、法改正による枠組みの見直しを踏まえ、庁内におけるこども部門や教育部門をはじめ、児童相談所、発達障害者支援センター（CAS）などの専門的な機関と連携していきます。特に、義務教育終了後の児童や軽度の知的障害、発達障害などの相談については、窓口を限定せず、相談を受けた部署がたらい回しにせずしっかりと対応していきます。
- 当事者の高齢化に伴い、今後一層介護保険制度への移行も増えることが見込まれていることから、高齢者サポートセンターなどの介護保険分野との連携を強化していきます。
- 今後は、国が示している、こどもや高齢者、障害者、生活困窮者なども含めた地域包括ケアシステムの構築を視野に入れて、こども分野や介護保険分野等との緊密な連携を見据えていきます。

（４）成年後見制度利用支援事業（必須事業）

【事業内容】

- 成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用に際して申し立てに要する費用や後

見人等の報酬を一定の要件のもとで助成する事業です。

具体的な事業	事業の内容
成年後見制度 利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものです。

【事業の実施に関する考え方】

○成年後見制度については、後見人等の担い手が不足していることや、その支援体制が乏しいことが課題となっています。また障害者だけでなく、高齢者に対するニーズも大きく、障害者に対する後見支援と一体的に仕組みを整備していくことが合理的と考えられます。このため、平成25年9月から、委託により市川市社会福祉協議会に「後見相談担当室」が設置され、成年後見に関する相談や周知啓発を行っています。

○また、相談支援や障害者虐待防止センター等との迅速で有機的な連携が必要です。

【実施の見込み（事業の活動指標）】

	見込量			単位
	30年度	31年度	32年度	
成年後見制度利用支援事業	15	16	18	実利用 見込み者数

【見込量を確保するための方策】

○制度の更なる周知とともに、相談支援や障害者虐待防止センター、後見相談担当室等と連携しながら、制度の対象となる方への適切な利用につなげていきます。

（5）成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

【事業内容】

○成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。

具体的な事業	事業の内容
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の育成及び法人後見の活動が円滑に行われるような支援を行います。

【事業の実施に関する考え方】

○法人後見の実施にあたっては、平成28年度より市民後見人養成講座を開講し、市民後見人の養成及び法人後見の受任に向けた体制の整備を進めていくことが見込まれています。

【実施の見込み（事業の活動指標）】

	見込量			単位
	30年度	31年度	32年度	
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施	実施の有無

【見込量を確保するための方策】

○高齢者福祉部門と連携しながら、市民後見人養成講座を実施します。

○法人後見については、後見相談担当室の受託法人である市川市社会福祉協議会において、受任が可能となる体制を整備していきます。

（6）意思疎通支援事業（必須事業）

【事業内容】

○意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

具体的なサービス	サービスの内容
手話通訳者派遣事業	聴覚障害者がその他の者と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚障害者に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	手話通訳者を市役所に設置して、事務手続き等の利便を図ります。

【サービス・事業の実施に関する考え方】

○市では、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業、並びに手話通訳者を設置する事業を実施します。なお、複数市町村にまたがる団体が主催する集会や、複数市町村に居住する聴覚障害者等が参加・出席する集会など、当面広域的な対応が必要となるものについては、県において意思疎通支援事業が実施されます。

○手話通訳者や要約筆記者の登録や派遣については、都道府県や市町村により取扱いに差異が生じないよう国においてモデル要綱が示されており、これを踏まえて市としての事業のあり方を検討する必要があります。

○点訳、音声訳については、従来よりボランティア等による支援が行われていますが、当面はこれらのボランティア等の活用により、障害者等とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。

【実施の見込み（個別サービスの見込量）】

	見込量			単位
	30年度	31年度	32年度	
手話通訳者派遣事業	947	994	1,044	延利用人／年
要約筆記者派遣事業	109	115	120	実利用人／年
手話通訳者設置事業	4	4	4	設置人数

【見込量を確保するための方策】

○手話通訳者を市役所に設置します。

○手話通訳者及び要約筆記者の派遣を実施します。また、派遣等のあり方について検討します。

（7）日常生活用具給付等事業（必須事業）

【事業内容】

○日常生活用具給付等事業とは、重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等によって日常生活の便宜を図るものです。

具体的な種目	種目の内容
介護訓練支援用具	障害者等の身体介護を支援する用具や障害児が訓練に用いるいす等の用具
自立生活支援用具	障害者等の入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の障害者等の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の障害者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストーマ用装具等の障害者等の排泄管理を支援する衛生用品
住宅改修費	手すりの取付け、床段差の解消等、障害者等の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用

【サービス・事業の実施に関する考え方】

○今後は、障害者等の地域生活への移行が進むことに合わせて、需要の拡大が見込まれることから、サービス量の拡充を図ります。

【実施の見込み（個別サービスの見込量）】

	見込量			単位
	30年度	31年度	32年度	
介護訓練支援用具	44	50	56	延給付件/年
自立生活支援用具	59	58	57	延給付件/年
在宅療養等支援用具	47	48	49	延給付件/年
情報・意思疎通支援用具	62	65	68	延給付件/年
排泄管理支援用具	6,934	7,019	6,979	延給付件/年
住宅改修費	9	9	8	延給付件/年

【見込量を確保するための方策】

○利用者の増大に合わせて、必要な予算の確保に努めます。

○用具の機能や性能の向上に合わせ、給付品目の見直しを定期的に行うなど事業の拡充に努め、利用者の日常生活の便宜を図ります。

(8) 手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

【事業内容】

○手話奉仕員養成研修事業は、聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。

具体的な事業	事業の内容
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した奉仕員を養成します。

【事業の実施に関する考え方】

○手話を習得するには長期間を要するため、継続して研修を開催して技術の向上を図る必要があります。

○また、本研修と県で実施している手話通訳者養成研修を受講することにより、全国手話通訳者統一試験の受験資格が得られることから、県研修の受講を促していきます。

【実施の見込み（事業の活動指標）】

	見込量			単位
	30年度	31年度	32年度	
手話奉仕員養成研修事業	13	13	13	実養成講習 修了見込み 者数

【見込量を確保するための方策】

○手話奉仕員養成研修（前期課程、後期課程）を毎年度実施します。

(9) 移動支援事業（必須事業）

【事業内容】

○移動支援事業とは、地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外で移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うものです。

具体的なサービス	サービスの内容
移動支援事業	一人で外出するのが困難な障害者等の余暇活動等の社会参加のために、ガイドヘルパーが移動の支援を行います。

【サービス・事業の実施に関する考え方】

○障害者等の地域生活への移行と相まって、地域での自立した生活に必要な不可欠な移動支援サービスに対するニーズは、年々高まっていくことが予想されます。また、入所・入院中の障害者への柔軟なサービス提供によって、地域への移行を容易にするための橋渡しとしての役割も期待できます。

【実施の見込み（個別サービスの見込量）】

	見込量			単位
	30年度	31年度	32年度	
移動支援事業	80	81	83	箇所
	582	586	590	実人／年
	55,361	55,883	56,406	延利用時間／年

【見込量を確保するための方策】

○見込量の確保を図ることはもとより、将来的な供給増や一人当たりの支給量の拡充に努めます。

○支給のあり方について、多様なニーズの高まりを踏まえて再検討を進めます。

（10）地域活動支援センター（必須事業）

【事業内容】

○地域活動支援センターは、障害者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、障害者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供などを行うものです。

○地域活動支援センターでは、障害者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供など基礎的な事業を行うとともに、サービスの類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の3種）に応じて、各種の訓練や意識啓発事業などを行います。

具体的な類型	サービスの内容
地域活動支援センター Ⅰ型	基礎的事業のほか、専門職員を配置し医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件としています。
地域活動支援センター Ⅱ型	基礎的事業のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援センター Ⅲ型	基礎的事業を行います。これまでの小規模作業所の移行先として想定された事業形態で、通所による援護事業の実績を概ね 5 年以上有し、安定的な経営が図られていることが条件となります。

【サービス・事業の実施に関する考え方】

○地域活動支援センターは、Ⅰ型・Ⅱ型については旧体系の精神障害者地域生活支援センターや障害者デイサービス等が移行することが想定され、独自の機能を持っていますが、Ⅲ型については障害福祉サービス事業への移行のステップとしての位置づけにとどまらず、日中活動系事業の体系の中で積極的な役割を果たすことが期待されています。例えば、「憩いの場」や「集いの場」、「ピアサポート（障害者同士の支え合い）の場」としての役割や、利用者のニーズを見極めるための期間や場としての位置づけなどがあります。

○地域活動支援センターⅠ型については、「南八幡メンタルサポートセンター」が該当していましたが、平成 29 年度より市内の相談支援体制の再構築に伴い、相談支援事業、連携強化や普及啓発事業については障害者支援課と基幹相談支援センター「えくる」に引き継ぐこととし、基礎的事業については、柔軟かつ持続可能なサービスを提供するために、地域活動支援センターⅢ型に変更した上で民営化となりました。

○市としては、今後も地域活動支援センターの積極的な役割を活かしていけるよう、事業者への支援を行います。

【実施の見込み（個別サービスの見込量）】

	見込量			単位
	30年度	31年度	32年度	
地域活動支援センターⅠ型	0	0	0	箇所
	0	0	0	平均実利用 人／日
地域活動支援センターⅡ型	1	1	1	箇所
	8	9	10	平均実利用 人／日
地域活動支援センターⅢ型	8	8	8	箇所
	60	60	60	平均実利用 人／日

【見込量を確保するための方策】

○安定した事業運営を図るため、地域活動支援センターに運営費の補助を行います。

○新たなニーズを踏まえて、日中活動系サービスと地域活動支援センターの役割について検討していきます。

（ 1 1 ）市が自主的に取り組む事業（任意事業）

事業名	実施内容
福祉ホーム事業	現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援します。
訪問入浴サービス事業	地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ります。
知的障害者職親委託制度	知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに、雇用の促進と職場における定着性を高め、もって知的障害者の福祉の向上を図ります。

生活支援事業（視覚障害者自立支援事業）	視覚障害者に対して専門の歩行訓練士が自宅へ訪問し、日常生活に必要な相談、訓練・指導等を行うことにより、視覚障害者の自立と社会参加の促進を図ります。
日中一時支援事業	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援、及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

○上記の事業は、計画期間内にその他事業として実施する事業となります。

7. 障害児通所支援等の整備

【事業内容】

○障害児通所支援等は、児童福祉法に位置づけられ、市町村が実施主体となる「障害児相談支援」と「障害児通所支援」、都道府県が実施主体となる「障害児入所支援（福祉型・医療型）」に体系化されています。

○この項では、本市における「障害児相談支援」と「障害児通所支援」の整備について扱います。

具体的なサービス		サービスの内容
	障害児相談支援	障害児通所支援を利用しようとする障害児やその家族に対し、障害児支援利用計画の作成や、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。
障害児通所支援	児童発達支援	身近な地域で就学前の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。
	医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある幼児に対して児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	学齢期の障害児に対し、授業の終了後や夏休み等の長期休暇時において、生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進等を継続的に提供することにより、学校教育と連携しながら放課後の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	障害児施設の専門機能を活かして、その職員が保育所など集団生活を営む施設等を訪問し、その施設における障害児の集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるように障害児の居宅を訪問して発達支援を行うものです。

【サービス・事業の実施に関する考え方】

- 障害児相談支援は、障害のあるこどもたちが通所支援を利用するために、客観的かつ専門的な視点から最適な生活を提案する重要な事業です。このことから質、量ともに充実させる必要があります。
- 障害児通所支援を利用するために、受給者証を取得しているこどもの数は年々増加しており、今後もこの傾向は続くと思われます。
- 児童発達支援は早期の療育を行う専門的な場としての位置づけであることから、保健医療担当部局や、子育て支援担当部局との連携体制を確保することが必要です。
- 保育所等訪問支援事業については、地域での育ちを支援する重要な事業であることから、保育園、幼稚園、小学校、放課後保育クラブ等の関係機関との連携を緊密に図っていく必要があります。
- 児童発達支援センターは、地域の中核的な役割を果たすために通所支援等を行う事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児支援の体制整備をしていくことが必要とされます。

【実施の見込み（個別サービスの見込量）】

		見込量			単位
		30年度	31年度	32年度	
	障害児相談支援	124	162	200	実人／月
障害児通所支援	児童発達支援	289	308	326	実人／月
		3,276	3,717	4,157	延人日／月
	医療型児童発達支援	27	27	27	実人／月
		248	260	271	延人日／月
	放課後等デイサービス	660	733	806	実人／月
		5,817	6,657	7,497	延人日／月
	保育所等訪問支援	11	16	20	実人／月
		22	32	40	延人日／月
	居宅訪問型児童発達支援	1	2	3	実人／月
		4	8	12	延人日／月

【見込量を確保するための方策】

- 障害はあっても、子どもたちの身近な地域での支援が保障されるように他の分野（保健、医療、教育等）と緊密に連携を図りながら体制整備を進めていきます。

- 障害の特性を踏まえて、子どもたちに質の高い支援を提供できるよう、事業所に対して障害理解のための研修等を行い、質の向上を目指します。

第7章 計画推進のために

1. 計画の推進体制

市川市自立支援協議会を核として、関連計画所管部門、サービス提供事業者、関係機関、各団体等との連携のもと、計画の具体化に向けた協議を行うなど、協働して計画の推進に努めます。

2. 障害福祉サービスや計画に関する情報の提供

必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。

3. 地域での障害者理解を深めるための啓発と地域の力の活用

地域の住民や企業に対して、障害に関する正しい知識の普及啓発に努め、障害者理解の促進を図るとともに、共に生きる社会の実現を目指して地域の力を活用します。

4. サービスの質の確保と経営基盤の安定化

市町村の事業である地域生活支援事業の実施にあたっては、市に登録を行った事業者がサービス提供者となりますが、これらの事業者に対しては一定の基準を設けるとともに、苦情処理体制を整備、確立するなど、質の確保を図ることにより、制度の円滑な運営につなげます。また、県の指定を受けた事業者についても、千葉県との連携を図り、質の確保に努めます。なお、こうしたサービスの質の確保に加えて、障害者等が継続的にサービスを利用できるよう、担い手である事業者の経営基盤の安定化を図る必要があることから、行政としての支援のあり方についてさらに検討を進めます。

5. 計画達成状況の点検及び評価

年度ごとに計画の達成状況を点検・把握し、評価を行うとともに、評価結果については、障害者基本法第36条第1項及び第4項に定める「合議制の機関」としての位置づけを持つ市川市社会福祉審議会に対し報告を行い、意見等を求め必要な対策を講じることで、計画を着実に推進します。また、計画の効果的な評価方法についても検討を進めます。

6. 見込量に応じた財源の確保

計画自体の実効性を担保する観点から、見込量に応じた財源の確保に努めます。

